明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（一〇）　二
○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（一一）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）　三
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（一三）　七
○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（一四）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（一五）　八
〔省　令〕
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　八
〔告　示〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働二五）　九
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一七
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一九
会社その他
会社決算公告　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（文部科学省）

1　国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる技術に関する研究の成果の活用を促進する事業の範囲を拡大することとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第一一号）（総務省）

1　公立大学法人による出資の対象となる者が実施する、公立大学法人が設置する大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業の範囲を拡大することとした。

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（財務省）

1　通常の五〇〇円の貨幣のうち新たに発行するもの、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣のうち郵便制度一五〇周年を記念するため発行するもの並びに一、〇〇〇円の貨幣、五、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣のうち近代通貨制度一五〇周年を記念するため発行するものについて、その素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　記念貨幣の発行枚数については、郵便制度一五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の記念貨幣にあっては五万枚、一万円の記念貨幣にあっては二万枚とし、近代通貨制度一五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の記念貨幣にあっては五万枚、五、〇〇〇円の記念貨幣にあっては二万枚、一万円の記念貨幣にあっては二万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　記念貨幣の価額を、郵便制度一五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の記念貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一万六三円、一万円の記念貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一三万一、八一九円とし、近代通貨制度一五〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の記念貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一万六三七円、五、〇〇〇円の記念貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては六万九、〇九一円、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては一三万一、八一九円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一三号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額の算定に用いる率のうち、労働者災害補償保険法の規定による給付基礎日額の改定に伴い変動が生じたものについて、所要の改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和三年二月一日から施行することとした。

◇戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一四号）（厚生労働省）

1　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給について、都道府県が処理する事務に関する規定を整備することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（防衛省）

1　自衛隊法の規定に基づく審査請求手続について、審査請求人の署名押印を不要とすることとした。（第六五条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。